

別表(第3条、第4条、第5条、第8条、第9条、第11条関係)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
事業分類	間接補助事業	事業実施主体	間接補助対象経費	基準額	間接補助率	間接交付主体	補助率	間接補助事業の重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
②居宅等における医療の提供	中山間地域の訪問看護体制確保支援事業	指定訪問看護ステーション	中山間地域の利用者への訪問看護の提供に係る経費で以下の(1)～(3)に該当するもの (1)申請の前年度2月から申請年度1月までの訪問である (2)訪問看護ステーションから訪問先までの所要時間が片道30分以上1時間未満である (3)診療報酬の「特別地域訪問看護加算(訪問看護基本療養費)」の算定の対象外である	中山間地域への訪問件数×2,000円	10/10	県看護協会	10/10	・間接補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-1号 様式第3号 支出額の根拠となる書類	様式第1号 様式第2-1号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
②居宅等における医療の提供	訪問看護の複数名訪問支援事業	指定訪問看護ステーション	利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護を行う場合の経費(申請の前年度2月から申請年度1月までの訪問で、利用者等からの同意が得られないために診療報酬の加算が適用されない場合に限る)	複数名訪問回数×2,250円	10/10	県看護協会	10/10	・間接補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-2号 様式第3号 支出額の根拠となる書類	様式第1号 様式第2-2号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類